

# 入 林 心 得

この郷土の森に入林する者は、豊かな自然環境を守り、育てるため下記事項を遵守するものとする。

- 一、この郷土の森に入林する者は、森林に親しみ、森林浴を活用し、又は学習教材として利用を図る。
- 二、この郷土の森に入林する者は、自然公園法・森林法を厳正に守り適正な利用を図る。
- 三、この郷土の森に入林する者は、原生林・針葉樹（スギ・ヒノキ）等、又は動植物の捕獲・盗伐・損傷等をしてはならない。
- 四、この郷土の森に入林する者は、林野火災を発生させないためタバコの喫煙、たき火等は絶対に行わない事。
- 五、この郷土の森に入林し、遭難及び所在不明が発生した場合は近接の木のナンバープレートを確認し、警察署・市役所・宮崎森林管理署都城支署へ連絡すること。
- 六、この郷土の森に、入林者が持ってきた、品物及びゴミ等は必ず持って帰ること。
- 七、入林者が快適な自然に親しむため、ルールを守り郷土の森を育てていきましょう。

問い合わせ先 えびの市役所 農林整備課 林務係 0984-35-1111

緊急時 えびの警察署 0984-33-0110 又は 110  
えびの消防署 0984-33-6119 又は 119  
宮崎森林管理署都城支署 0986-23-4566  
// えびの森林事務所 0984-35-1311

**※市営露天風呂及び白鳥温泉の周囲については、公共交通機関はありません。**

※案内図の行程時間については、休憩せず歩行した場合の時間の目安であり、天候・休憩時間等により時間が大幅に変わる場合がありますので御了承下さい。